

風致地区内における建築等の規制に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>○風致地区内における建築等の規制に関する条例</p> <p>第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、風致地区（面積が<u>十ヘクタール以上であり、かつ、二以上の市町村の区域にわたるものに限る。以下同じ。</u>）内における建築等の規制に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十一条まで （略）</p> <p><u>附 則（平成二六年条例第百七号）</u></p> <p><u>1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。</u></p>	<p>○風致地区内における建築等の規制に関する条例</p> <p>第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、風致地区（面積が<u>十ヘクタール以上の</u>）内における建築等の規制に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第二条から第十一条まで （略）</p>